

平成 30 年 8 月 28 日  
 保育担当部保育認定・調整課

## 保育の利用・調整基準の見直しについて（報告）

### 1 主旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における保育の利用については、児童福祉法、世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例及び同規則に基づき、利用調整の方法を定め、保育利用の必要性の度合いを指数化したポイント制により、入園選考を実施している。

平成 28 年度には、子ども・子育て会議に部会が設置され、「保育の利用・調整基準の見直しの検討について【最終報告】」が提言された。

そこで、これまでに示された保育の利用調整を行うための基準指数等に関する国の考え方や区議会をはじめ区民から寄せられた意見・要望等、子ども・子育て会議からの提言等を踏まえ、標記の件について報告する。

### 2 見直し項目

保護者のいずれかが未成年である場合の優先利用について  
 参考

保育の利用・調整基準の見直しの検討について【最終報告】

検討項目	部会の結論	対応状況
第 3 子以降の保育の優先利用	現行どおり	-
育児短時間勤務等	引き続き検討	検討中
保護者のいずれかが未成年である場合の優先利用	優先利用の対象	平成 29 年 10 月から優先利用開始 平成 30 年 9 月から「保育のごあんない」に明記
同一指数世帯の優先順位	現行どおり	-
配偶者及び同居祖父母の疾病等により介護が必要な場合の優先利用	規則改正を検討	平成 29 年 10 月 から適用
保育所近隣に居住する住民の保育所への入園に関する優先利用	当面は現行どおり	-
保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用	規則改正を検討	平成 30 年 4 月 から適用
早生まれの子どもへの対応	待機児童数の状況を踏まえ検討	-
産休・育休明けの予定の調整基準	今後検討	-

### 3 背景

保護者が未成年の場合、中高生の年代に出産・育児を行っていること等もあり、精神的な未熟さ等から、その後の生活に大きな社会的リスクを抱える可能性が高いなど、養育等に困難が生じることが考えられる。

そこで、保護者が保育所の利用を希望する場合には、入所に対する優先度を高めるなど、児童福祉及び母子保健の観点から支援を行うことが求められている。

### 4 現状

子ども・子育て会議の最終報告等を踏まえ、昨年度から、現行の利用基準「その他区長が認める場合」を適用し、「子の誕生日において、保護者のいずれかが満 18 歳未満である場合」の優先利用を開始したところであり、すでに対象者からの相談・申込みにつながっている。

### 5 対象者数

15 歳から 19 歳で出生した母親の人数 13 名(平成 28 年出生・死亡統計データより)  
妊娠届時に 20 歳未満であった妊婦の人数(暫定値) 年齢別内訳なし  
平成 28 年度 13 名  
平成 29 年度 22 名  
平成 29 年度世田谷版ネウボラ妊娠期面接 7,213 件  
うち、妊娠届からの要フォロー数 17 件(若年層)

上記データより、対象者数の最大人数は、概ね 15 名～20 名程度と考えられる。

### 6 他自治体の事例

#### (1) 西東京市

選考方法：該当し次第採点を行わず入所を決定

加點趣旨：未成年の就労及び就学機会の確保

導入時期：低年齢児のネグレクトによる死亡事故を発端として平成 28 年度に導入

対象人数：例年 1～2 名程度(具体的な人数は集計していない)

#### (2) 八王子市

選考方法：利用指数を満点に設定の上、同一指数の優先順位の 2 段階で優遇。

加點趣旨：未成年の就労及び就学機会の確保

導入時期：平成 26～27 年度より開始。

対象人数：4 月選考において、例年 3,000 人中 1～2 名程度

## 7 区としての対応

「子の誕生日に保護者のいずれかが満 18 歳未満で、かつ、保育が必要な場合」について、「保育のごあんない」の保育の利用基準に明記する。

なお、「保育が必要な場合」とは、就労・就学など利用基準に該当する場合に加え、区として支援が必要と判断した場合を想定。

## 8 保育のごあんない（新旧対照表）

新			旧			
その他	就学等	(変更なし)	その他	就学等	就学・技術習得等のため、保育にあたることができない場合	
	不存在等	(変更なし)		不存在等	死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等	
	子の誕生日に保護者のいずれかが満 18 歳未満の者で、かつ、保育が必要な場合			(新規)		
	(変更なし)			前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合		

## 9 周知

平成 30 年 9 月 3 日～平成 31 年度用（平成 30 年 10 月～平成 31 年 9 月入園申込み）  
保育のごあんないにより周知